

最低制限価格制度の導入について

にかほ市が発注する下記の入札案件について、過度の競争によるダンピングの防止と建設業者の健全経営のため、平成30年4月1日より最低制限価格制度を導入します。

1. 制度の概要

この制度は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手続きについて定めるものとする。

2. 対象工事

設計金額が3千万円以上で競争入札に付する建設工事に適用する。

3. 周知

最低制限価格を設定する場合は、入札指名通知により入札参加者にその旨を通知する

4. 算出方法

中央公共工事基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）の算定方法を準用とする。

■適用範囲

予定価格の7/10から9/10

■算出額

(1) 直接工事費 × 0.97

(2) 共通仮設費 × 0.90

(3) 現場管理費 × 0.90

(4) 一般管理費等 × 0.55

(1) から (4) の合計額（税抜き）

※上記の算出方法で得た額の千円未満を切り捨てた額を最低制限比較価格（税抜き）とする。

■調書

予定価格調書に最低制限価格を記載する。

5. 最低制限価格の公表時期

事後公表とする

6. 適用 平成30年4月1日から適用する。

※根拠法令

○地方自治法施行令第167条の10第2項

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

○財務規則109条

契約権者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、予定価格の決定の例によりこれを定めなければならない。

- 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、前条1項の予定価格調書に当該最低制限価格を合せて記載しなければならない。
- 3 最低制限価格を設ける場合には、第104条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。